

# 主要業務

## ○ 当行の主要業務

(平成30年6月30日現在)

業務の種類		内 容
預金業務	預 金	当座預金、普通預金、決済用普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、別段預金、納税準備預金、非居住者円預金、外貨預金等を取扱っております。
	譲渡性預金	譲渡可能な定期預金を取扱っております。
貸出業務	貸 付	手形貸付、証書貸付および当座貸越を取扱っております。
	手形の割引	銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形および電子記録債権の割引を取扱っております。
有価証券投資業務		預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。
内 国 為 替 業 務		送金、振込及び代金取立等を取扱っております。
外 国 為 替 業 務		輸出、輸入及び外国送金その他外国為替に関する各種業務を行っております。
社債受託及び登録業務		信用保証協会及び当行の共同保証付社債、当行保証付社債の受託業務、社債の登録機関業務を行っております。
金融先物取引等業務		店頭通貨オプション取引等を行っております。
信託業務	土地及びその定着物の信託	不動産信託ともいわれ、土地、建物等の管理・運用を目的とする信託です。受託不動産に係る地代・家賃の取立ならびに租税公課・修繕費用の支払その他一切の管理事務を行う場合に多く利用されております。土地を有効活用し、収益をあげることを目的とした信託もこれに含まれます。 (なお、土地等の処分を目的とする信託は取扱っておりません。以下「地上権の信託」ないし「土地信託における包括信託」においても同じです。)
	地上権の信託	地上権の管理・運用を目的とする信託です。
	土地及びその定着物の賃借権の信託	土地の賃借権の管理・運用を目的とする信託です。
	土地信託における包括信託	土地信託（上記「土地及びその定着物の信託」ないし「土地及びその定着物の賃借権の信託」において、建物の建築等を行い、土地・地上権若しくは土地の賃借権を管理・運用することを目的とする信託）において、土地等を有する者が建築等の費用に充当するために信託する金銭と当該土地等を一つの信託契約により受け入れる信託です。
	公益信託	教育助成、国際研究協力、自然環境の保全等の公益を目的として設定する信託です。この信託は、金銭信託・有価証券の信託等の形態により受託しております。
附随業務	代理業務	①日本銀行代理店、日本銀行歳入代理店及び国債代理店業務 ②地方公共団体の公金取扱業務 ③勤労者退職金共済機構等の代理店業務 ④株式払込みの受入代理業務及び株式配当金、公社債元利金の支払代理業務 ⑤日本政策金融公庫等の代理貸付業務 ⑥信託契約代理店業務 ⑦損害保険代理店業務
	保護預り及び貸金庫業務	
	有価証券の貸付	
	債務の保証（支払承諾）	
	金の売買	
	公共債の引受	
	国債等公共債及び証券投資信託の窓口販売	
	カード業務	
	コマーシャル・ペーパー等の取扱い	
	確定拠出年金業務	
	生命保険代理店業務	